



Title	長崎医学の百年, 第三章 明治維新による機構改革, 第五節 マンスフェルトの熊本転出とニュートン及びレウエンの来崎
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 202-207
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6584
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:44:06Z

第五節 マンスフェルトの熊本転出とニュートン及びレウエンの来崎

維新の動乱期に精得館執事を勤めた吉雄圭齋は、明治三年（一八七〇年）に至り、熊本藩の治療所（病院）長として迎えられ、藩医寺倉秋堤が教頭に任ぜられたが、これはマンスフェルトが長崎を離れる契機を作った。来崎以来、九年にも及ぶ長崎滞在中、動乱に逢って苦勞を重ねたマンスフェルトは、既に五月三日（陽曆六月一日）には長崎を離れる決意を固めていたようである。

「明治三年、外務課事務簿、日録」に次の記事がある。

五月三日晴

（中略）

- 一 午後三字時宇和島藩白蠟一件為談判野村知事石田大參事
- 横山大属和蘭公使ヨシクヘル、ファン・デル・フーフェン旅館江出張候事
- 一 右予而病院医学校教師雇入方為談判知事大參事長与少博士横山大属一同和蘭岡士トソフリンキ方罷越

即ち、学頭長与専齋は医学校に新たな教師を雇入れるべく、オランダ領事と交渉を開始しているのである。その後任はレウエンであった。

さて、山崎佐博士が長与家で写された文書中に、医学校費改正に関する次の記載がある。

庶務掛江

其学校掛役之官録之義者是迄県庁より相渡来候処向後小南権少属を除之外者其校附属二千五百石之内を相渡候事

庚午六月二十八日

右之通医学校長与少博士迄相達候間可得其意候

六月二十八日

さて、八月十二日（陽曆九月七日）、古賀村の医師貫三の子清治（二十才）が医学校に入門し、長崎の正覚寺役僧広濟寺立信の子寛治（十一才）も入塾した。

九月には職員の変革が行なわれ、門番が廃止されたが、

取締は甚だ不行届であった。そこで再び取締を設けられることとなった。即ち事件は九月三十日（陽曆十月二十四日）から問題とされ、十月三日（陽曆十月二十七日）に解決した。（「明治三年、文書科事務簿、御用留」）

十月三日（朱）

元中等船改役

坂卷伊惣太

元下等船改役

西村理喜次

去巳九月当校御変革之御御門番御廃止相成下使兩人つゝ夜分而耳為相守候得共塾生寄宿病者出入其外諸事取締方不行届候付今般右兩人之者当校江御雇入を以御門番詰申付度奉存候間此段奉伺候

庚午九月

医学校（印）

附紙に「書面申立之趣御採用相成候ハ、同校御定米貳千五百石之内を以被下置候宜哉ニ奉存候已上。九月卅日、庶務局長（錦）」と記してある。

次に職員に關しては「明治三庚午長崎医学校病院職員録」があるが、これは山崎佐博士の御患投のものに箋符の註記を付してあるので、それもそのまま引用しよう。

第三章 明治維新による機構改革

病院

一ケ年

官録二百石

同断

同 八十五石

同断

同 六十七石

学家

同金二十兩宛

同金二十兩宛

小学校掛

同金二十兩宛

医学校

学頭

助教

長与專 齋

吉武桂 仙

山脇玄 寿

大石良 乙

当直

西 春 濤

松岡 勇 記

深町 春 栄

大学少博士

長与專 齋

大学中助教

吉武桂 仙

大学少助教

山脇玄 寿

当直

松岡 勇 記

吉田 勇 齋

坂井省 吾

監家

第五節 マンスフェルトの熊本転出とニートン及びレウエンの来崎

副直

坂井省吾
吉田勇齋

西春藏マ
深町春栄

同金二十両宛

青木俊一郎(俊節ノ誤写)
白井剛策

符箋
午五月十二日御免

高橋鼎藏

薬監

同金二十両
同金十五両

三宅惟仲
藻寄中藏

器械掛
薬局

同金十五両

老岐宗淳

薬局監家

三宅惟仲

符箋
午二月十三日願之通
薬局掛差免

薬局掛

宮本(純力)紙藏

青木俊節
白井剛策

器械掛

藻寄中藏

副直

台岐宗淳(老ノ誤写)

符箋
午二月九日願之通
副直御免

松田尚謙
野村文吉
渡瀬玄仙

俗事方頭名

長崎県少属

中村吾道

同給

種痘掛

金五両宛

大園謙斎

同断

茂木

金拾両

森玄仲

外

役医師

一ヶ年手当二十両宛

神辺隆庵
栗崎道意

振遠隊掛医官

官録一ヶ年二十石

戸塚正一

雇を以て医学校門詰

同金五両宛

坂卷伊三マ太
西村理喜次

足立於同局

出方積リ

午 十 月

さて、ポンペ及び松本良順の開始した検梅は一時的、部分的のものであったが、ニュートンの来崎を迎えて長崎の検梅は一般的になったのである。

明治元年十一月、イギリス人ニュートン George Bruce Newton はイギリス公使パークス Sir Harry Smith Parks の後援によって、日本政府に意見書を提出し、横浜に梅毒病院を設立した。

明治三年(一八七〇年)秋、ニュートンは外務大輔寺島宗則に面会し、長崎に梅毒病院を設立するよう勧告した。寺島外務大輔は九月三日(陽曆九月二十七日)、梅毒病院の設立につき、ニュートンが長崎へ西下するから然るべく接待するようにと長崎県庁に通告した。

寺島外務大輔はイギリス公使館附アストン William George Aston (1841-1911) より横浜梅毒病院諸入費書類の写を提供され、九月十日(陽曆十月四日)、長崎県知事野村盛秀へその書類を送付した。その後、九月十三日(陽曆十月七日)には、横浜病院の松山不苦庵の建

白書を野村知事に、又、九月十九日(陽曆十月十三日)には、外務省より横浜吉原町入用并病院入用取調書を長崎県庁に送った。

十月十日(陽曆十一月三日)、ニューヨーク号に搭乗して横浜を発したニュートンが長崎に着いたのは十月十四日(陽曆十一月七日)であったが、ニュートンの目的は野村知事に面会し、長崎に梅毒病院を設立されるよう申請することであった。そこで十九日(陽曆十一月十二日)、ニュートンはイギリス領事と共に知事に面会したが、その際の会談については既に古賀十二郎翁が『西洋医学伝来史』に引用してあるし、一八七〇年十一月十二日発行、長崎エクスプレスに明らかである。今、知事とニュートンとの交渉の片鱗をここに示すことにしよう。

「明治三年、外務課事務簿、日記、第二」に次の記事がある。

十月十九日雨

一 今十字英岡士并英医師ニュートン^ニ 応接有之知事殿同所
ハ出張相成候事

(下略)

又、同日記には

同(十月)廿三日晴

一 知事殿大參事殿出局

一 英医師ニュートン登局応接有之候事

(下略)

この際の知事との会談の内容は、新政府の委嘱によって、日本人間の伝染病の治療のため、病院を設立する目的で、横浜において成功した病院経営の規矩に拠って、然も強制的治療法を採るべきことを予告し、長崎において病院設備を完成した上は、その他の大都市にも同種病院を設立すべきであると信ずる旨を述べたのである。このニュートンの申請は知事も了承し、然るべき処置をとった。即ち、十月下旬、大徳寺境内に仮病院が創設されたが、その範はすべて横浜梅毒病院にとられたのである。然し、梅毒病院の経営は面白くなかった。即ち、遊女屋側の抗議、歎願等があつて、予防医学を目的とするニュートンの意図とは違い、治療のみの病院にするような形勢になったのである。そして明治四年三月二十日(一八七一年五月九日)、遂に一時閉鎖が発表された。五月

二十四日(陽曆六月二十二日)、この処置に対して、時の長崎県権知事宮川房之は諸国領事たちから非難された。そこで再び六月十六日(陽曆八月二日)より今村盛吉、西田武良治宅を借用して梅毒罹患遊女の療養を始め、明治七年十月、ヒールが再開するまで続けられた。

ところで、十二月七日(一八七一年一月二十七日)、大東校に売薬取締局が設けられ、売薬取締規則が布達されたが、既にこの年八月九日(一八七一年九月四日)、生鴉片取扱規則も布達されていて、次第に薬局方制定への氣運が熟し始めて来ていたのである。

これより先、十月六日(一八七〇年十月三十日)、熊本の病院の開院式が盛大に行なわれたが、吉雄圭斎は藩主細川護久にマンスフェルト招聘を建議し、直ちに採用されたので、熊本藩の寺倉秋堤、竹崎律次郎、水島貫之等が十二月十四日(一八七一年二月三日)にマンスフェルトを訪問し、三ヶ条の契約をなした。こうしてマンスフェルトは翌四年四月二十八日(一八七一年六月十五日)より「三ヶ年之間肥後藩ニ於テ内外之医術教導且彼藩ニ

取設し勤務委任し將又右教導当年第六月中旬相始候事」
その他のことが定められた。その後、十日目の二十四日
(陽曆二月十三日)、出島町十番居住フランス商人アン
リ・ゴルデスの家から出火し、マンスフェルトの家も類
焼し、賄室を除いて全く焼失した。この頃既にオランダ
人レウエン Leuwen van Deijerbode も後任として
来崎して、本科の授業を教授しているのであるが、「明
治三年、文書科事務簿、御用留」によれば、十二月二十
四日(一八七二年二月二日)の条に、「一今晚七字半頃
出嶋住居仏商ヘンリゴルテス方々出火隣家蘭医マンスペ
ルト方類焼三字比鎮火其他別条無御座候此段廉絵図相添
御届申上候以上」と云つてある。今、図は省略するが、
家は出島の南東端に当り、ゴルデスの家の東、マンスフ
ェルトの家の北にはドイツ商人キニフルの土蔵があった。
この火災は三時まで続いたが、その後、マンスフェルト
の家には外務課から使者が遣わされている。

「明治三年、外務課事務簿、日録、第二」に見える次
の記事を示そう。

第三章 明治維新による機構改革

十二月廿四日號

一 今晚出嶋内居留仏人ゴルデス居宅二階々出火医師マンス
宅其外土蔵老ヶ所焼失一字過々及三字右ニ付和蘭領事并
マンス_{II}尋問使者差遣ス

十二月二十八日(一八七二年二月六日)、知事野村盛
秀が十九日に転任したので、歳暮、来年頭の御礼は流れ
るべきことが解務より庶務掛、刑法掛、外務局、広運館、
医学校、振遠隊、製鉄局に回達された。